

軽自動車税(種別割)の減免申請



身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または戦傷病者(以下「障がいのある方」といいます。))のために軽自動車を使用する方は、一定の要件を満たす場合、軽自動車税(種別割)の減免を受けられます。

新規申請 6月2日(月)までに税務課での申請が必要です。

■対象軽自動車

- ・障がいのある方が自ら使用する軽自動車
- ・障がいのある方のために、生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・身体障がいのある方などの利用に供する構造の軽自動車

■申請に必要なもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか

- ・運転する方の免許証(マイナ免許証も可)
- ・車検証のコピー
- ・令和7年度の軽自動車税(種別割)納税通知書
- ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

※構造による減免を受ける方は、軽自動車の側面と後面の写真(後面はナンバーが写っているもの)をお持ちください。

※手帳所有者または運転する方以外が納税義務者の場合、本人確認書類も必要です。

■申請期間

納付書到着後～6月2日(月)

■注意事項

- ・減免を希望する方は、軽自動車税を納付する前にお申し込みください。

- ・減免を受けることのできる軽自動車は、障がいのある方1人につき1台です。
- ・普通自動車も所有している方で、自動車税(種別割)の減免を受けている場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません。
- ・マイナ免許証をお持ちの場合は、「マイナ免許証読み取りアプリ」で免許情報を確認できるようにしてください。

■継続申請

昨年度減免を受けている方には、「軽自動車税(種別割)現況報告書兼減免継続申請書」を郵送しています。必要事項を記入のうえご提出ください。

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)

グリーン化特例(軽課)とは、燃費性能などの優れた軽自動車(新車に限る)について、取得した翌年度分の軽自動車税(種別割)が軽減となる制度です。

■対象車・軽減割合

軽課対象区分	対象要件	軽減税率
電気軽自動車・ 燃料電池自動車・ 天然ガス軽自動車	天然ガス自動車 平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合	75%軽減
ガソリン・ ハイブリット車 (乗用営業用のみ) (令和8年度課税分まで)	平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成	令和2年度燃費基準かつ 令和12年度燃料基準90%達成車 50%軽減
ガソリン・ ハイブリット車 (乗用営業用のみ) (令和7年度課税分まで)		令和2年度燃費基準かつ 令和12年度基準70%達成車 25%軽減

■年税額

車種	税額75%軽減	税額50%軽減	税額25%軽減
四輪	乗用 自家用	2,700円	適用なし
	乗用 営業用	1,800円	3,500円
	貨物用 自家用	1,300円	適用なし
	貨物用 営業用	1,000円	適用なし
三輪	1,000円	2,000円(乗用営業用のみ)	3,000円(乗用営業用のみ)

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892